

令和9年度以降の下水道施設整備方針の見直しに係る パブリックコメントの実施について

1 目的

令和9年度以降の下水道整備方針の見直しについて、市民や関係団体の意見を幅広く聴取し、以降の汚水処理事業に生かしたいことからパブリックコメントを実施する。

2 実施時期（予定）

令和8年1月13日（火）～1月26日（月）【14日間】

3 パブリックコメントを実施する方針

令和9年度以降の下水道整備予定区域について、地域の状況、経費と使用料の見込みなどから評価を行った結果、下水道の整備は行わないこととする。

4 実施方法

(1) 意見を提出できる人

市内に居住または通勤・通学している人、市内に事業所を有する事業者

(2) 閲覧用資料の備え付け場所

本庁下水道課（1階・5階）、千厩支所内東部上下水道課

※ 市ホームページにも掲載

(3) 意見の提出方法

様式は任意（標準様式を提示する）。

郵送、ファクス、電子メール、インターネット上のフォーム
または持参により受け付ける。

(4) 意見の提出先

本庁下水道課（1階・5階）、千厩支所内東部上下水道課

(5) 意見提出後の取り扱い

提出された意見を検討し、その概要と回答を公表する。ただし、個々の意見には直接回答しないこととする。

入力フォーム専用
二次元コード



下水道整備計画の見直しに係るパブリックコメントの期間短縮の理由

本計画の見直しは、令和 9 年度以降の下水道整備計画の方針を見直すものであり、行政手続法第 39 条第 3 項に規定する意見公募手続となる命令等（政令、府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針等）には該当しないことから、行政手続法に依らない任意のパブリックコメントとして実施するため、意見公募期間を 14 日間とします。

令和9年度以降の下水道施設整備方針について

一関市上下水道部下水道課

1. 下水道整備について

(1) 目的

私たちが家庭で使って汚れた水（汚水）を直接川などに流すことは、河川の水質悪化を招くほか、害虫や悪臭が発生する要因となり、知らず知らずのうちに美しい自然を傷つけることになります。一関市では、汚れた水をきれいにしてから川や水路へ流すための汚水処理事業を推進しており、その一つが下水道です。

(2) 現在の整備

下水道の整備については「一関市汚水処理施設整備計画」に基づき、平成29年度から令和8年度までを中期計画期間、令和9年度以降を長期計画期間に位置づけて整備を進めています。



2. 下水道施設整備方針に係る見直しの背景

(1) これまでの見直し

「一関市汚水処理施設整備計画」に基づく下水道施設整備方針は、令和3～4年度に一度見直しを行っています。

その際は、令和8年度までに整備する計画を、14ルートから2ルートに縮減し、残る12ルートは令和9年度以降の整備を検討することとしました。

(2) 令和9年度以降の整備を予定する区域の現状

令和3～4年度に行った見直しにより令和9年度以降の整備を検討することとした区域と、もともと令和9年度以降の整備を予定していた区域は、対象となる面積が広く、比較的家屋が点在しているエリアであるため、住宅密集地よりも整備費用がかかる見込みです。

また、人口減少による使用料収入の減少、これまで整備してきた施設の老朽化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化し、計画どおり整備を進めることが困難な状況となっています。

(3) 下水道施設整備方針の再検討

(2)を踏まえ、市では令和9年度以降の整備を予定している区域について再評価を行いました。その結果を、一関市下水道事業等経営審議会に諮問し審議を行っています。

10月27日	第1回一関市下水道事業等経営審議会	整備方針案の諮問・審議
12月18日	第2回一関市下水道事業等経営審議会	整備方針案の審議
1月下旬	第3回一関市下水道事業等経営審議会	整備方針案の審議・答申



3. 下水道整備区域の検討

整備方針案を作成するにあたり、整備予定区域を次の視点から評価し、下水道整備が適しているかを検討しました。

① 地域の状況
人口密度
人口・世帯数の推移

② 経費と使用料の見込み
経費回収率

③ 開発計画と宅地化の見込み
住宅の新築件数の推移



4. 検討結果の概要

各項目の検討結果にかかる概要は以下のとおりとなりました。

① 地域の状況
下水道整備の目安となる人口密度
(40人/ha)に満たない

② 経費と使用料の見込み
整備済み区域と同等の経費回収率が見込めない

③ 開発計画と宅地化の見込み
整備予定区域内の宅地化(新築件数の増)が見込めない

※評価の詳細及び各ルートの評価結果は、資料1、2をご覧ください

5. 令和9年度以降の下水道施設整備方針

上記の評価により、
令和9年度以降に整備予定の区域は下水道の整備を行わないこととします。

※各ルートの区域は、資料3、4をご覧ください

6. 下水道を整備しない区域への対応

整備方針の見直しにより下水道の整備を行わないとした区域については、個別の合併処理浄化槽による汚水処理を進める区域とし、浄化槽の設置促進に向けた周知活動などを展開してまいります。

浄化槽設置に関する補助制度〔資料5〕

市では、浄化槽設置に係る費用負担の軽減を図るため、様々な補助メニューを用意しています。

- ① 浄化槽設置費補助
 - ② 宅内配管工事費補助
 - ③ 放流管整備費補助
 - ④ 修繕費補助
- など

下水道整備方針

【整備方針案の区分】

整備方針の再評価は、以下の区分により行いました。

- (1) 令和8年度までに整備予定であったが、計画の見直しにより令和9年度以降の整備を検討する
とした区域
- (2) もともと令和9年度以降の整備予定であった区域

【評価項目について】

検討にあたっては、以下の3つの項目を設定し、評価の考え方・基準を次のとおり整理しました。

① 地域の状況	
〔評価内容〕 各地区の人口密度、人口・世帯数の推移を把握し評価。 〔理由〕 下水道の整備をするにあたっては、ある程度の世帯・人口がまとまっていることで効率的な整備が可能となる	人口密度 効率的な下水道整備を行うため、人口密度による評価を行った ◎40人/ha以上（理想的な人口密度） ○26人/ha以上（整備済み区域と同等） △26人/ha未満
	人口・世帯数の推移 過去5年間の市・地域の減少率の平均と比較し、減少率が低い方を評価対象とした ◎市・地域平均以上 ○市または地域平均以上（いずれか） △市・地域平均並みかそれ以下
② 経費と使用料の見込	
〔評価内容〕 令和6年度の実績から下水道使用料収入を見込み、下水道使用料収入によりどれだけ整備費用を賄うことができるかを評価。 〔理由〕 整備に係る工事費用、整備後の維持管理費用（国からの補助金などは除く）は、下水道使用料で賄う	経費回収率 整備工事及び維持管理に係る費用（国からの補助金等を除く）を、下水道管の耐用年数となる50年間に見込まれる下水道使用料でどの程度賄えるかを試算（接続率は90%を想定） ◎100% ○75%以上（下水道整備済み区域と同程度） △75%未満
③ 開発計画及び宅地化の見込み	
〔評価内容〕 今後の住宅の増加見込みを評価。 〔理由〕 市全体としては人口減少が進んでいるものの、住宅の新築件数が多い場合は今後下水道への接続が増加することが予想される	住宅等の新築件数の推移 令和3年から令和5年度までの3年間における字ごとの住宅の新築件数を調査し、件数が多くみられる地域は今後もある程度宅地化が進む見込みがあると評価した ◎顕著にみられる（20軒以上） ○ある程度見られる（10軒以上） △あまり見られない（10軒未満）

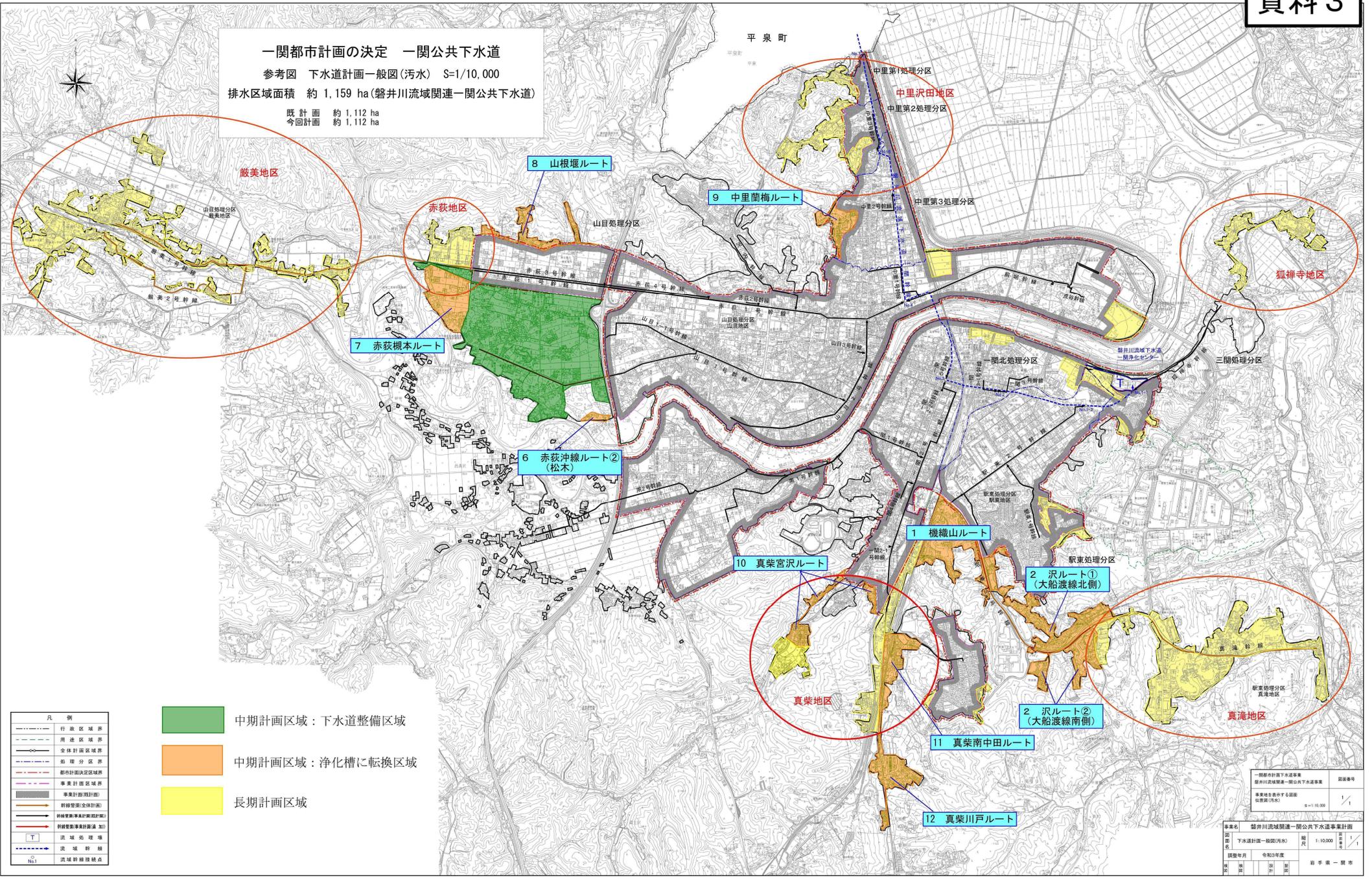
一関都市計画の決定 一関公共下水道

参考図 下水道計画一般図(汚水) S=1/10,000

排水区域面積 約 1,159 ha(磐井川流域関連一関公共下水道)

既計画 約 1,112 ha

今回計画 約 1,112 ha



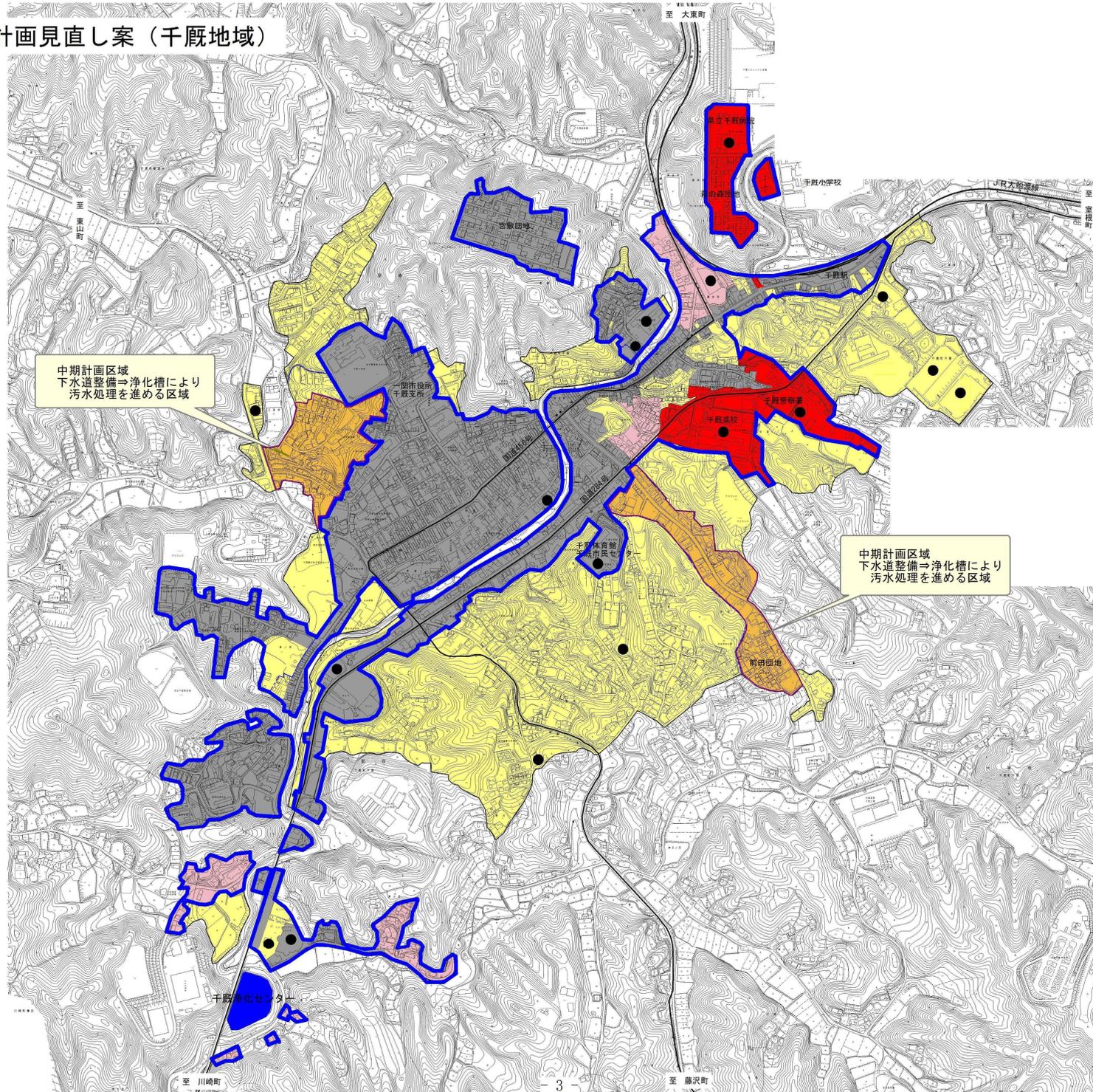
凡 例	
	行政区境界
	用途区境界
	全体計画区域界
	処理分区界
	都市計画決定区域界
	事業計画区域界
	事業計画(既計画)
	幹線管渠(全体計画)
	幹線管渠(事業計画既計画)
	幹線管渠(事業計画未計画)
	流域処理場
	流域幹線
	流域幹線接続点

- 中期計画区域：下水道整備区域
- 中期計画区域：浄化槽に転換区域
- 長期計画区域

一関都市計画下水道事業 磐井川流域関連一関公共下水道事業		図面番号
事業地表示中心図面 (緑地表示中心)		1/1
S=1/10,000		
事業名	磐井川流域関連一関公共下水道事業計画	図面番号
図面名	下水道計画一般図(汚水)	縮尺
		1/10,000
調査年月	令和3年度	縮尺
		1/1
製図	市 計 画 課	製図
承認	市 長	承認
発行	市 長	発行

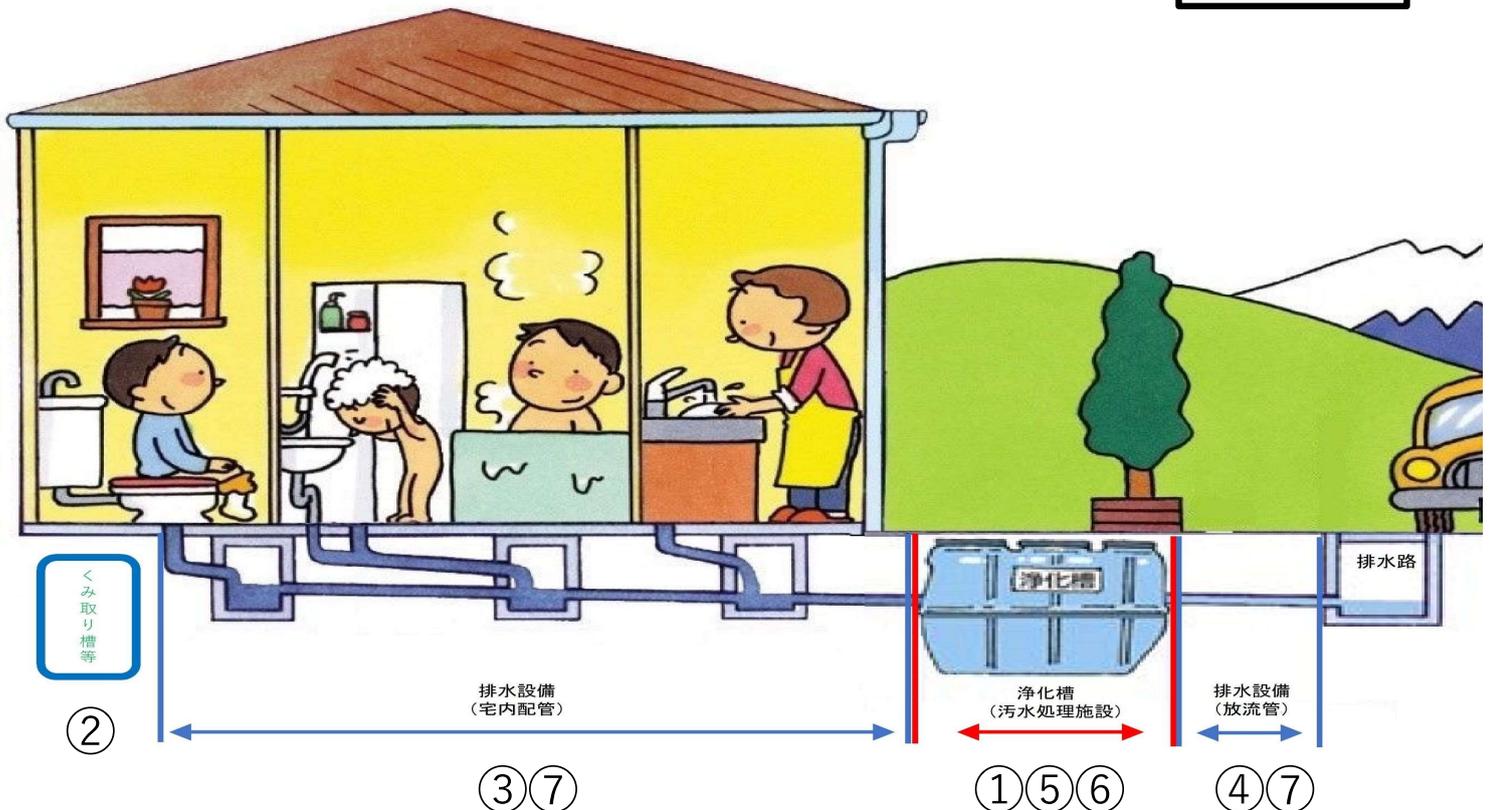
下水道施設整備計画見直し案（千厩地域）

資料 4



浄化槽の支援制度について (令和7年4月現在)

資料5



番号	補助金制度名	補助内容
①	浄化槽設置費補助	浄化槽を設置する際、次の金額を補助します。 5人槽：529千円、7人槽：662千円、10人槽：897千円
②	くみ取り槽等撤去費補助	浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽等の撤去費を補助します。 くみ取り槽：90千円、単独処理浄化槽：120千円
③	宅内配管工事費補助	浄化槽の設置に伴い、新たに設置する宅内配管の工事費を補助します。(300千円) ※くみ取り槽等からの切替えによる浄化槽設置の場合に限る。
④	放流管整備費補助	放流管延長が30mを超えると、設置費を補助します。 対象：30m～100mまでの70m分が対象 補助額：工事費の3/4の額(上限：3千円/m)
⑤	グループ設置費補助	グループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数に応じて、浄化槽設置費補助を上乗せ補助します。 詳細は、裏面を確認願います。
⑥	修繕費補助	浄化槽本体にかかる修繕費を補助します。 対象：浄化槽本体に係る修繕費 補助額：修繕費の1/2以内の額(上限：100千円)
⑦	排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助	1,000千円を限度とした融資あっせんと5年間の利子を補助します。 ※1 近年の利率では、実質無利子での融資となります。 ※2 洗濯機や換気扇など排水設備と直接関係しない器具等は補助対象外です。

浄化槽グループ設置費補助の要件

項目	要件
対象地域	浄化槽設置整備等事業補助の補助対象区域
戸数	2戸以上
単位	大字単位（令和5年度より）
設置期間	同一年度内
補助の期間	平成29年度から令和8年度までの10年間

浄化槽グループ設置費補助金額

人槽区分	①浄化槽設置整備費補助額	②グループ設置費補助を上乗せ後の額		
		2～3戸	4～9戸	10戸以上
5人槽	529,000円	547,000円	573,000円	617,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

※令和5年度から、制度拡充によりグループは大字単位で組むことができるようになりました。
 ※自治会等で取り組みたい場合は出前講座を実施します。（補助制度や手続き方法の説明）
 下水道課又は東部上下水道課までお問い合わせください。

住宅関係の支援制度（参考）

支援制度の概要（詳しくは担当課に直接お問い合わせください。）

住宅環境改善リフォーム補助金【都市整備課 直通☎21-8541】

住宅環境の向上等を目的に行う住宅のリフォームで、補助対象経費の10分の1を補助する。
 家族構成等により補助額が加算される場合あり。（施工業者や対象経費等の要件あり）

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金【長寿社会課 直通☎21-8370】

介護保険法に基づき要介護（要支援）認定者や身体障がい者に認定された方の日常生活における利便性を図るために住宅改修を行った場合、かかった経費から介護保険給付の支給限度額20万円を引いた額の3分の2の額を補助する。（40万円を限度）

介護保険住宅改修費支給制度【一関地区広域行政組合 介護保険課 直通☎31-3223】

介護保険法に基づき要介護（要支援）と認定された方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、利用者負担割合に応じ、対象となる経費（上限額20万円）の最大90%を支給する。

移住者住宅取得補助金【交流推進課 直通☎21-8194】

移住者が市内に居住するための住宅を建設または購入する場合に補助する。

空き家バンク登録住宅改修等補助金【交流推進課 直通☎21-8194】

空き家バンクに登録した物件の改修等の経費に対し補助する。

【問い合わせ先】

○一関・花泉地域：下水道課 普及係 ☎0191-21-8572

○大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

：東部上下水道課下水道係 ☎0191-53-3970